令和7年度

水戸市一般不能治療等助成準疑のご認向

一般不妊治療(タイミング療法や薬物療法,人工授精等)及び検査について,費用の一部を助成します。助成対象については下記をご確認ください。

令和7年度より、体外受精・顕微授精(ステップアップ)の治療を行ったのちに受けた一般不妊治療(検査含む)も助成対象となります!

○対象者·治療内容·助成限度額

みとちゃん

対象者	次のすべての要件に該当する方が対象です。 1)法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係であること。 2)夫婦のいずれか一方が検査・治療開始から申請まで継続して水戸市に住所(住民票)を有すること。 3)各治療期間における初日(治療開始日)の <u>妻の年齢が43歳未満</u> であること。 4)申請する治療(検査)について、他の地方公共団体から補助を受けていないこと。 5)健康保険に加入していること。	
内容	保険医療機関で実施し医師が必要と認めた検査及び治療について,保険適用後の自己 負担分及び保険適用外(自費)の費用を助成します。 ・検査:精液検査,内分泌検査,画像検査,精子受精能検査,染色体・遺伝子検査,超音波検査,感染症検査,卵管疎通性検査,頸管粘液検査,子宮鏡検査,フーナーテスト等・治療:タイミング療法(待機療法),薬物療法,人工授精,手術療法等 【対象にならないもの】 ・入院室料,食事療養費,文書料,テキスト代,処方箋によらない薬(サプリメント等),体外受精や顕微授精実施のための事前検査,検査過程で病気の診断がつき行った治療,ブライダルチェック	
助成 限度額	1年度につき 5万円まで(5万円に達するまで複数回申請できます。) ※治療額が限度額に満たない場合,実際にかかった対象の額が助成額となります。	
注意事項	令和7年4月1日~令和8年3月31日までに <u>終了日を迎えた治療分</u> について申請できます。 ・「1 回の治療」とは、検査の開始日若しくは治療開始日から ①妊娠の判定又は妊娠に至っていないと判断した日,②体外受精・顕微授精に移行することになった日,③治療終了と医師が判断した日 のいずれかまでです。	

〇申請手続き



- ※1回の治療ごと又は複数回をまとめて申請できますが,それぞれの治療 終了日以降に申請して下さい。
- ※初めて申請される際は,必ず子育て 支援課へご相談ください。
- ◎申請手続きの際は,内容確認のためお時間をいただきます。時間に余裕をもってお越しください。

申請期限 備 考

治療の終了日が属する **年度の末日**(令和8年3月31日)まで

申請期限を過ぎての申請は、受理できません。

やむを得ない理由により、申請期限内に申請ができない場合は、申請期限内に子育て支援課までご相談下さい。

3月は医療機関の書類作成・市役所の窓口ともに混雑します。余裕を持ってご申請ください。

○申請に必要な書類等 ★ 準備できたら口にチェック (基本内容です。不明点は下記問合せ先までご連絡ください)

全 員 必 要	1	□ 一般不妊治療等補助金交付申請書兼請求 書(様式第 1 号)	・複数回分まとめて申請する場合,1 枚ご準備ください。(夫婦で記入)
	2	□ 不妊検査及び一般不妊治療受診等証明書 (様式第2号)医療機関に作成を依頼	・他院に依頼し実施した検査・治療・投薬(院外処方)の 治療費についても他院分の領収書や明細書を主治医 へ持参し,合算額を記載してもらってください。 ・複数回分をまとめて申請する場合,1 枚の証明書にま とめて記入してもらってください。
	3	□ 領収書 □ 原本 と □ 原本のコピー □ 明細書 □ 明細書 □ 明細書 □ 明細書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	・原本は確認後お返しします。 ・入院室料,食事代,文書料,サプリメント,テキスト代, 医療機関以外で受けた治療費等は助成対象外です。 ・主治医が他院等に依頼し実施した検査・治療・投薬が ある場合は,その領収書・明細書(院外処方の場合は 処方された薬のわかるもの)も持参してください。
省略できる場合あり	4	□ 健康保険証又は加入医療保険が分かる書類 ①資格確認書 ※コピー可 ②資格情報のお知らせ(通知そのもの) ※コピー可 ③マイナポータルの保険情報の提示 ※スクリーンショットし,印刷したものも可	【夫・妻それぞれご確認ください】 ・全額自費で治療した方のみ必要。(提示のみ) ※ご夫婦とも全額自費で検査・治療を受けた場合は、お二人分の提示が必要です。 【不可:資格取得日がわからないもの】 ・マイナンバーカード、資格情報のお知らせを切り取ったもの、マイナポータルの保険情報の PDF など。
	5	□ 戸籍謄本 (発行から3か月以内)	・新規申請の方,事実婚関係,夫婦のどちらか一方が水戸市に住民票がない場合は必要です。 ・住民票の記載内容でご夫婦の婚姻関係が確認出来ない場合(ご夫婦の住所が異なる,住民票で夫婦であることが確認出来ない場合等)は申請ごとの添付が必要です。
	6	□ 世帯全員の住民票 (発行から3か月以内, マイナンバー記載のないもの)	・ご夫婦それぞれの「続柄」,「戸籍筆頭者」の表示を省略しないもの。 ・住民票の記載内容により,ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は,戸籍謄本も必要です。(ご夫婦の住所が異なる場合など) ②夫婦ともに水戸市に住所を有しており,申請書にて,住民記録情報を閲覧されることに同意する場合は,提出を省略することができます。
	7	□ 相手方登録申請書 □ 口座情報のわかるもの	・新規申請の方,住所や指定口座に変更がある方
	8	□ 事実婚関係における申立書(別紙)	

○不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。<u>不妊治療専門の産婦人</u> 科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が,無料で相談をお受けしています。

県内 2 か所(県央地区・県南地区)で個別面接相談,県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。<u>平日夜間や休日に完全予約制</u>で開設していますので,詳細についてはお問い合わせ下さい。

茨城県産婦人科医会 電話 029-241-1130 (月~金曜日 午前9時~午後3時)

QR よりアクセス



書類ダウンロード



<書類の取得方法>

1, 2, 7, 8 · · · · 子育て支援課

5 ・・・・・本籍地のある市町村

つ ・・・・・・ 本籍地ののつり回れ

6 ……お住まいの市町村

○水戸市ホームページをご覧下さい

水戸市ホームページでは、申請に関するご案内や申請書のダウンロード、相談窓口等の情報を掲載しております。

○申請・問合せ窓口

水戸市 子育て支援課 (水戸市役所2階)

電話:029-350-1216 月~金曜日 8:30~17:15(土日祝, 12/29~1/3 を除く)

水戸市 一般不妊治療 検索

事業内容が変更になる場合がありますので、申請前に担当へお問合せいただくか、水戸市ホームページをご確認ください。